

総合計画について

<総合計画の役割【計画書P10 抜粋】>

(1) まちづくりの指針

まちづくりの基本的な方向性（将来ビジョン）を明らかにするとともに、その実現に向けて重点的に取り組む施策を示します。

(2) 最上位計画としての位置づけ

まちづくりの「最上位計画」として、まちづくりを推進するための取組みの検討やあらゆる分野の個別計画を策定する際の基本となります。

<計画の期間>

平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）

<計画の構成【計画書P11 抜粋】>

(将来ビジョン)

本市の全体的なめざす「都市イメージ」を描くとともに、その実現に向けたまちづくりの基本方針と政策の取り組み方を示します。

(重点施策)

『将来ビジョン』で示したまちづくりの基本方針と政策の取り組み方に沿い、本市が重点的に取り組む施策を体系的に示します。なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを図ります。

<計画策定の根拠>

和泉市では、平成 23 年 3 月に「和泉市自治基本条例」を制定。
条例第 18 条において、総合計画の策定を規定。

<和泉市自治基本条例>

(総合計画)

第 18 条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。